

イベント企画・施工・運営における COVID-19 感染拡大予防ガイドライン



EST.1962

東京造形美術株式会社
TZB CO., LTD.

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)とは

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、新種のコロナウイルスによって引き起こされる感染症です。

ウイルスは粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えることができます。

入り込むことはできますが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけとされています。

物の表面についたウイルスは時間がたつと壊れてしまいます。ただし、付着する物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつとされています。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を引き起こすウイルスは、主に感染者による咳やくしゃみ、または息を吐いた際にでる飛沫を通じて感染します。これらの飛沫はその重みのため、空中には浮遊せず、すぐに床や物の表面に落ちます。

このことにより、一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。

COVID-19感染者の近距離にいる際にウイルスを吸い込んだり、汚染された物に触れてから自分の目、鼻、口に触れたりすると、ウイルスに感染する可能性があります。

閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなど環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。

(WHOは、一般に、5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛沫(約3,000個)が飛ぶと報告しています。)

用語説明

「新型コロナウイルス(SARS-CoV2)」とは：

コロナウイルスのひとつです。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群(SARS)」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候(MERS)」ウイルスが含まれます。

「飛沫感染」とは：感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染することを言います。

「接触感染」とは：感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることにより粘膜から感染することを言います。WHOは、新型コロナウイルスは、プラスチックの表面では最大72時間、ボール紙では最大24時間生存するなどとしています。

本ガイドラインについて

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月4日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定。

以下「対処方針」という。)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日。以下「提言」という。)において示されたガイドライン作成の求めに応じ、日本展示会協会が作成した「展示会業界におけるCOVID-19感染拡大予防ガイドライン」を元に作成したものです。

今後しばらくの間新型コロナウイルスとの共生が不可避と見られる状況下において、感染リスクを最小限にとどめながら、大きな経済効果を生み出すイベント・展示会においても、しっかりとした感染防止策を実施しながら開催することで経済に貢献すべきであると考えます。

本ガイドラインでは、提言4.4.(1)「感染拡大を予防する新しい生活様式について」を参考に、イベント企画・施工・運営に関わる東京造形美術、各協力会社、東京造形美術へご依頼いただくお客様が一体となり感染防止策を施すために纏めたものである。

本ガイドラインは、感染をゼロにできるものではなく、感染リスクを低下させるためのものです。

東京造形美術、各協力会社、東京造形美術へ依頼いただくお客様は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインを踏まえ、イベント計画時、施工現場において試行錯誤をしながら、それぞれの周辺状況や施設様態、開催地の都道府県の意見も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染防止に取り組むことが求められる。

この際、「移行期間における都道府県の対応について」(令和2年5月25日事務連絡)において、移行期間(7月31日迄)に、感染の状況を確認しつつ段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととされていることを踏まえ、イベント・展示会においても段階的に開催規模等の活動レベルを引き上げていくこととする。

本ガイドラインの内容は、新型コロナウイルスの感染拡大の動向や専門家の意見等を踏まえ、必要に応じて見直し・改訂を行うものとする。改定し、状況に合わせた感染防止対策を推奨することでイベント・展示会が継続的に開催できるよう努める。

1、東京造形美術で行うべき対策

◆ 社内で行うべき対策

- ー 通勤時のマスク着用を徹底し、外出時には『密』を避け時差出勤などの活用できる社内制度を活用する。
- ー 職務中はマスクを着用し、他の人との距離を保つようにする。
また、会議・打ち合わせに関しても要点をまとめ、短い時間で終わるように努める。
- ー こまめな換気により、空気の入れ替えを行う。
- ー 身の回り(デスクや作業台)を清潔に保ち、複数者が接触する機器・道具などは使用後に消毒をする。
- ー 外部来訪者に対しては、受付にて手指のアルコール消毒を促す。また会議の際は、来訪者が内勤者と接触しないよう努める。
- ー 自身の健康管理には注意し、手洗い・消毒・うがいをこまめに行う。体調不良の場合は、上司に報告し無理せず休みをとる。また発熱や呼吸器症状が1週間前後つづくことが多く、強いだるさ(倦怠感)など諸症状が見受けられる場合は別途「感染疑い発生時マニュアル」に沿って対応し、会社へ報告すること。
- ー 食事は基本的には自席でとるようにし、ミーティングテーブルで食事をする場合は対面にならないよう注意すること。
- ー ドアノブや冷蔵庫、ウォーターサーバーなど多くの人が触れる箇所に関しては、自発的に消毒作業を行い、触れた後はこまめな手洗いを実施し、目や口など粘膜に触れる場合にも手洗いを行う。
- ー くしゃみや咳をする場合はマスク着用時であっても下記の咳エチケットを心がける。
 - 1) ティッシュ・ハンカチなどで口や鼻を覆う。
 - 2) 上着の内側や袖(そで)で覆う。

また、以下は他の人に病気をうつす可能性があり、悪い事例として行わない。

- A) せきやくしゃみを手でおさえる： その手で触ったドアノブなど周囲のものにウイルスが付着するため。
- B) 何もせずにせきやくしゃみをする： しぶきが2mほど飛ぶため。言語道断。

◆ イベント計画時に行うべき対策

- ー 下記項目を考慮した上でイベントの計画を立てる。
 - ・ 関係者や来場者が密になりにくいレイアウトプラン作成。
 - ・ 入退場時の制限や誘導の計画。
 - ・ 待合場所等における密集の回避方法。
 - ・ 入退場時および滞在時の手指の消毒の徹底。
 - ・ 入場時の検温の実施。
 - ・ 関係者および来場者のマスク着用の徹底。
 - ・ こまめな室内換気が可能な仕様の考慮。
 - ・ 受付等待機列が予想される場所における間隔目印は床面に最低1m毎(できるだけ2mを目安)に目印・デザインを入れるようにする。
 - ・ 受付・インフォメーション等の飛沫感染防止・接触感染防止施工についてアクリル板などの設置またはそれに準ずる感染防止策の実施。
 - ・ 感染疑い発生時マニュアルの作成をして、関係者と共有し周知徹底を行う。
 - ・ ユニフォームや制服の着用を計画する場合はこまめに洗濯するよう徹底。
 - ・ 計画時から、開催地域の感染状況を踏まえ、会場管理・運営者や会場が所在する都道府県と調整し、当該要請等を踏まえ適切に対応。

上記適切な感染防止策を講じた上で、一定の収容率や人数を目安とし、開催計画をする。

【下記目安人数を表した表参照】

ただし、密閉された空間等で大声を出すイベント等(例えばライブなど)については、主催者に慎重な対応を求められる為、別途対策案や代替え案の検討をする。

また、全国的な移動を伴うイベントには、各段の注意が必要である。

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	上限なし

※収容率と人数上限で小さい方を調整（両方の条件を満たす必要）

◆ 施工時に行うべき対策

- － マスク着用チェック： 自社・協力会社・運送会社などのマスク着用を目視確認し、未着用者への着用依頼の実施。
- － 施工中の密防止について、必要に応じアナウンスの繰り返し実施。
- － 施工関係者用ストックなど共用スペースを設置する場合は手が触れるドアノブ・棚などについて使用期間中の消毒と清掃の手配。
- － 協力会社スタッフの業務でどの仕事にどのレベルの防護具が必要かを確認。
(マスクは全員着用)
- － サイン設置： マスク着用・手洗い・手指消毒の励行等呼びかけ。
- － アルコール消毒液を設置し、施工者に手洗いと手指の消毒を励行。
- － 不特定多数が共有する工具・台車および高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、分電盤内ブレイカー、脚立など)についての頻繁な消毒と清掃。
- － 自社及び協力会社スタッフのマスク等の手配・準備。
- － 自社及び外注先の来館予定者管理をする。
協力会社先スタッフの名簿作成と施工日・担当エリア・実際の勤務時間等できるかぎり詳細に管理。
- － 顧客が発注した設備・備品などについての納品時消毒の実施。
- － テーブルや椅子を用意する場合は真正面の配置を避ける、もしくはテーブル上に区切りのパーティション(アクリル板等)を設けるなど工夫し配置。

◆ 撤去時に行うべき対策

- ◎ 施工時の対策は撤去時も行うことを前提とする。
- － イベント終了直後に出演者などの搬出時間帯が設置されている場合は出演者の搬出が終わるまでは入館しないなど密になりうる状況は避ける。
ただし、お客様のパネル・商品梱包などの手伝いを行う場合は協力会社スタッフ数名のみを館内へ入れ対応する。

◆ 運営計画時、運営に行うべき対策

- ― 利用目的、使用場所の密閉度を考量し、関係者が適切な身体的距離（できるだけ2m（最低1m））を確保するため、施設或いはブース等において、入場制限等を含む適切な対応を検討・実施。
- ― 全員に対し、マスク着用の目視確認と未着用者にマスク着用依頼の実施。
- ― 飛沫感染や接触感染が起こらないよう、説明員のマスク着用を徹底する。
- ― 来場者には来場の際にはマスク着用義務や検温がある旨を事前告知。
当日未所持のお客様に関しては、配布用マスクの準備をし、着用をお願いする。
- ― 来場者にはWEBでの来場事前登録システムを活用するなど、予定来場者数を事前に把握し準備する。
- ― 来場者の事前登録促進等により会場受付での受付時手作業の削減を工夫。
- ― 事前登録時には感染疑い発生時に備え、個人情報登録が必要であること、入館時の検温とマスク着用、及び感染者発生時には感染経路特定等の理由により最低限必要となる個人情報に政府機関・自治体の要請により開示することがある旨を明示。
- ― 会場でサーモグラフィー等の機器を準備し、来館者を入館時に検温できる仕組みづくり。
- ― 入口に消毒液を設置し、来場者に手指の消毒を義務付ける。
また、展示ホール内に仮設で休憩所・ラウンジなどを設置する場合、ベンチのみなどの簡易な休憩所を除き、各テーブルに消毒液を設置するよう努める。
- ― 床面シールなどの貼付により、待機列で人がスペース(最低1m、できれば2mを目安に)をあけて並ぶように工夫。
- ― 入館時の検温で37.5度以上の発熱があることが分かった場合、息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航ならびに当該在住者との濃厚接触がある場合に入館を断る際には、感染疑い時対応マニュアルに記載した手順にて対応し、感染相談センターの電話番号や管轄保健所連絡先を記載した書面を渡すなど処置をとる。

- ー 入館者数を常時確認し、混雑したら入館制限の実施。
- ー 会場内空気循環のため、運営・安全面での支障がない範囲で搬入出口シャッターや窓などを50cm程度、常時開放しておく。

◆ セミナー・シンポジウム・式典等

- ー 登壇者・司会者の演台に飛沫防止のシールドを設置、もしくは登壇者と聴講最前列の距離を飛沫到達距離である2m程度空けることを推奨。
- ー 聴講者間距離が最低1m（できるだけ2mを目安に）確保できるように、座席を設置。
- ー セミナーなどは、ドアの開放やオープンスペースでの実施による密閉防止策と換気、中継会場など、来場者を分散させるような工夫に努める。登壇者が使用するマイクや共用するパソコン等の備品は毎回消毒を行うよう徹底。

◆ 飲食提供時・ラウンジにて行うべき対策

- ー 登壇者・司会者の演台に飛沫防止のシールドを設置、もしくは登壇者と聴講最前列の距離を飛沫到達距離である2m程度空けることを推奨。